令和元年度 移動等円滑化評価会議 近畿分科会 議事概要

日時:令和元年6月14日(金)10:00~12:00

場所:大阪合同庁舎第4号館 海技試験室

○開会【事務局(近畿運輸局 俵課長補佐)】

- ・「令和元年度 移動等円滑化評価会議 近畿分科会」を開会する。
- ・本会議の事務局は、近畿運輸局、近畿地方整備局、神戸運輸監理部、大阪航空局の国土交通省の四官署で構成。
- ・情報交換での発言時間を確保するため、議事の説明は要点を絞ったものとする。
- ・本会議の議事概要は、ホームページ等で公開する。

○挨拶【事務局(近畿運輸局 八木局長)】

- ・東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に共生社会の実現を目指しているが、バリアフ リー、ユニバーサルデザインの取組が重要課題である。
- ・バリアフリー法改正に伴い、評価会議が立ち上がった。
- ・大阪は外国人観光客の増加、万博などで注目が集まっている。バリアフリーの分野でも全国を リードできるよう、是非忌憚ない意見交換をお願いしたい。

○配付資料確認・出席者紹介

○「(1)第1回移動等円滑化評価会議について」【事務局(近畿地方整備局 黒川課長補佐)】<資料1により説明>

- 1. 設置の趣旨
- ・移動等円滑化評価会議(以下「評価会議」という。)は、改正バリアフリー法において位置付けられている。
- ・評価会議は、①に記載のあるとおり、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者、その他の関係者で構成し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価する会議である。
- ・②について、改正バリアフリー法において、国の役割としては、評価会議の結果は検討の上、 必要な措置を講ずる努力義務が課せられる。

2. 構成員

- ・このような改正バリアフリー法の趣旨を受け、関係行政機関、当事者団体、地方公共団体、有 識者等で構成されている。委員構成については留意事項として2点、記載がある。
 - 1点目は、様々な障害種別の当事者の参画。
 - 2点目は、当事者団体の数が施設設置管理者の数を上回ること。

3. その他

・評価会議及び地域分科会の役割としては、先ほどの国の責務に加えて、市町村等における協議 会などを活用し、進展状況などの把握、評価を行っていく役割を担う。

Ⅱ. 第1回移動等円滑化評価会議の概要

- ・2月26日に第1回評価会議が東京で開催された。
- ・評価会議の設置等、分科会の設置、改正バリアフリー法、移動円滑化の進展状況などの説明や 議論が行われた。
- ・評価会議では、2点決定された。
 - 1点目が、全国10ブロックに「地域分科会」を設置すること。
 - 2点目が、国土交通本省において各当事者団体その他の関係者との「特性に応じたテーマ別意 見交換会」を開催すること。
- ・別紙1以降が、評価会議当日に配布された資料である。
- ・別紙1は、評価会議の目的等、委員、分科会、庶務、雑則について記載されている。
- ・3頁は、改正バリアフリー法の根拠条文の抄訳を記載しているので、ご参照を。
- ・別紙 2 は、評価会議の委員名簿で、有識者 3 名、当事者団体 18 名、地方公共団体 2 名、施設管理者 12 名の全 35 名で、先ほどご説明した要件を満たす構成となっている。
- ・別紙3は、評価会議の運営規則。

○第1回移動等円滑化評価会議報告【新田委員(第1回移動等円滑化評価会議委員)】

- ・会議の設置背景として、「当事者の視点の反映」が挙げられる。評価会議の構成員は、当事者 団体の数が施設設置管理者の数を上回ることとされた。
- ・当事者からの主な意見を紹介する。
 - ・聴覚障害者のコミュニケーションとICTの関係について。例えば、音声の文字化の方法についての指摘。
 - ・マスタープランと基本構想との関わり、作り方について具体的に示してほしいとの意見。
 - ・タクシー、マイクロバス、高速バス、リムジンバスの使い勝手に対する指摘。
 - 国内、海外での先進事例の収集と紹介が必要との指摘。
 - ・外国人対応の情報提供が不十分との指摘 など。
- ・地域分科会は、7月末までに全国で実施予定。

○「(2)近畿分科会の設置について」【事務局(近畿地方整備局 黒川課長補佐)】 〈資料1により説明〉

・別紙4は、評価会議で決定された事項であり、全国 10 のブロックで分科会を開催することや、 各分科会の庶務等について記載されている。

これを受け、移動等円滑化評価会議近畿分科会運営規則(案)を作成した。

全6条からなり、評価会議の運営規則に沿ったものとなっている。

○質疑応答

【六條委員】:分科会自体はどのように運営していくのか。複数回行うのか。

意見を出し、評価するので時間が無く、十分な議論ができないのではないか。

【事務局】 :地域における課題・意見を分科会で出していただき、評価会議にあげていく。

評価会議は2回行われる。地域分科会は回数未定。

【三星委員】: これまで開催されていたバリアフリーリーダー会議、バリアフリーネットワーク

会議という2つの会議を統合し、評価会議となったが、これにより会議の性格が

はっきりした。評価は、当事者を含むそれを利用する方々が中心になって行うと

いうこと。

○移動等円滑化評価会議近畿分科会運営規則案 承認

⇒異議無く承認された。

○近畿分科会委員についての補足説明【事務局(近畿運輸局 岡本課長)】

- 委員は、当事者団体、地方公共団体、施設設置管理者、有識者等で構成。
- ・当事者団体については、幅広い方の参画が必要であり、今後、高齢者団体などの参画や、近畿 地区内の地域バランス等を考慮してまいりたい。

○分科会長の互選【事務局(近畿運輸局 俵課長補佐)】

- ・バリアフリー全般に関する幅広い見識、改正バリアフリー法を検討した「バリアフリー法及び 関連施策のあり方に関する検討会」の委員を務められた実績などから、近畿大学名誉教授 三 星明宏様に、分科会長をお願いしては如何かと事務局では考えている。
- ⇒異議無く選任された。

<以後、議事進行は分科会長による。>

○挨拶【三星分科会長】

- ・バリアフリーに関しては、近畿がこれまで引っ張ってきたというのもあり、注目されている。 全国の状況を踏まえながらディスカッションしていきたい。
- ・ここからの後半では近畿の最近の話題、課題を議論する。特に障害当事者の方には必ず一回は 発言していただく。

○「(3)報告等」

〈資料2~資料4、冊子により説明【事務局(近畿運輸局 岡本課長)】>

・資料2(バリアフリー化の推進状況)

例えば、鉄軌道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロック、障害者用トイレの設置について、 全国と比較しても近畿地区は、比較的達成率が高い。

・資料3(自治体作成のバリアフリー基本構想の状況) 近畿地区での作成数は78件で、約40%の自治体が作成済み。市区町村別では、市は62%。 さらに細かく見ると、政令市は100%、中核市は90%、その他の市は約60%となっている。

・資料4(中部国際空港でのユニバーサルデザインについての報告)

昨年開催したバリアフリーネットワーク会議で紹介のあった「中部国際空港のバリアフリーの取組」について、同会議事務局のうち、近畿運輸局と神戸運輸監理部で現地調査を行った。 同空港では、開港にあたり、ユニバーサルデザイン研究会を立ち上げ、計画段階から障害当事者の意見を取り入れた。特筆すべきは、一般向けトイレにおいても広いスペースを確保し、手すり、ドアの開閉方法を工夫するなどして、手動の車いすでの対応を可能にしたこと。また、鉄道駅から空港のターミナルまで歩く歩道またはスロープを使って、エレベーターを使わずに移動できるシステムが作られた。

・冊子(バリアフリー化大臣表彰式について)

昨年度、京都市が「歩くまち・京都」の取り組みが評価されて大臣表彰を受賞されたので紹介する。一昨年は、大阪市交通局(現:大阪メトロ)が、ホームのかさ上げ・隙間解消等により、介助なしで車椅子での列車乗降を可能にした取組が評価され、大臣表彰を受賞された。

<資料5により説明【事務局(近畿地方整備局 黒川課長補佐)】>

・資料5 (委任条例について)

改正バリアフリー法第3条に掲げられる「基本方針」には、建築物関係部分として、本資料の記載がある。1つ目は、国は地方公共団体の条例の制定状況について地方公共団体に対して情報提供を行うこと。2つ目は、地方公共団体の責務及び講ずべき措置として、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図る仕組みを、積極的な活用に努める事が必要な旨、記載されている。

その枠組について、バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づき、地域の特殊性に応じ、以下を 条例に制定し、措置を講ずることが可能となっている。

- ●特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途(学校等)を追加。
- ●義務付け対象用途を 2000 m未満とすること。
- ●建築物特定施設の構造及び配置に基準を付加すること。

このようにバリアフリー法の委任を受けた条例を制定している近畿地方の自治体は、京都府、京都市、大阪府、兵庫県の4自治体となっており、バリアフリー化の推進を図っているところ。

○報告の補足【三星分科会長】

- ・バリアフリー化状況について、関東地区がこの10年で特に頑張っている。
- ・全国基準では目立たないが、中身をみると近畿地区が抜きんでていて、全国を引っ張っている ところがある。
- ・表彰を受けた大阪市交通局は、既存の地下鉄の2路線で「車椅子のままで渡し板なし」を実現 した。全国にない事例である。御堂筋線も「渡し板なし」の実現に向け動いている。
- ・鉄道車両内の車椅子スペースについて、今回の法律改正で、全国基準では、従来の「1編成で 1箇所」を、「1編成で2箇所」に改正した。近畿地区では、既に1編成の全ての車両で実現 しているところも多い。
- ・基本構想の作成状況についても、%にすると目立たないが、近畿地区は非常に進んでいる。都 道府県単位では、大阪府の策定率が2000年から10年間ほどは非常に多かった。最近では、京都 もよく頑張っている。
- ・資料4の中部国際空港については、ご存じない方がいれば、是非ホームページをご覧いただきたい。中部国際空港は、計画段階から障害当事者が参画し、何回も構想を練り直したという点が非常に画期的であった。
- ・大臣表彰では、京都市の「歩くまち・京都」について、継続改善している点が評価されている。 PDCA化については全国の模範になる。四条通りの車線を削るところまで、バリアフリー施策だ けでなく、まちづくり施策と連携してやったことが高く評価され、住民とも連携が取れてい る。

<退席される岡田委員から、先に情報提供>

- ●京都府視覚障害者協会 岡田委員
- ・視覚障害者の中で一番問題になっているのは、鉄道駅の安全対策である。駅の無人化が進んでいる中、ホームからの転落事故もある。誘導を希望すると近隣の駅から呼ぶこととなり、現実的でない。また、乗り越し精算等も大変難しい。
- ・京都府視覚障害者協会は、周りの方の協力を求める啓発活動を3年ぐらい強化している。また 白杖安全デーという行事を、昭和42年から現在まで継続しており、今年は北部・中部(京都駅 のポルタ)・南部(長岡京)の3会場で開催予定であり、鉄道利用の安全にテーマを絞って開 催しようと考えている。

○報告の補足の続き【三星分科会長】

大阪府から建築物の委任条例についてご発言いただきたい。

〇大阪府 三崎委員

- ・最近の条例の動きについて報告する。
- ・東京都はオリパラに向け、車いす利用者用客室を全客室の1%という基準に改正し、今年3月 に条例を制定、9月から施行する。あわせて補助制度や容積率の緩和等、制度の立ち上げを進 めている。
- ・大阪府でも大阪万博やインバウンド対応として、ユニバーサルデザインの視点から一般客室に バリアフリー化を浸透させるため、審議会で議論している。審議会の審議状況の詳細は、ホー ムページで公開している。
- ・東京都や兵庫県の取組を参考にし、併せて視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者の方などから 部会で意見を頂戴し、ホテル、旅館からのバリアフリー情報(車いす利用者用客室の場所、視 覚障害者の備品貸出状況、ルビ付きパンフレットの有無など)の提供について検討している。

〇三星分科会長

- ・関西はオリンピックだけではなく万博もあるので、ホテルに関して新たな基準をどうするか、 推進施策をどうするか議論している。
- 京都府から何か取組についてご発言いただきたい。

〇京都府 八田委員

・岡田委員のご発言に関連して、近鉄が駅の時間帯無人化を計画的に行っているが、京都市と一緒に事業者と団体が円滑にコミュニケーションをとる対話の場を仲介した。

<休憩>

○議事(4)情報交換【三星分科会長】

再開します。障害当事者の立場からひとり3分程度でご発言を。

●兵庫県難聴者福祉協会 渡部委員

- ・資料2について、バリアフリー化状況の項目は今後もこれだけか。聴覚障害者に対する情報提供の状況など、この資料では把握できないものがある。従来の統計では、聴覚障害者にとってのバリアフリー化状況の数値化ができていない。
- ・無人駅は、聴覚障害者にとっても困る。JRのみどりの券売機プラスは、モニターでコミュニ ケーションが取れる。阪急、阪神でも同様のものが設置されている。
- ・緊急時の情報提供として、トイレの個室への緊急ランプの整備等も進めていただきたい。
- ・分科会の資料について、自治体や施設設置管理者からの出席された方がどういったことを担当

されているのか座席表なりに示していただくと、障害当事者の立場から情報提供しやすい。

・分科会において、議事録に残らないざっくばらんな話を行う時間もあるとよい。

●三星分科会長

- ・緊急時の問題は、音声の部分では対応が遅れている。
- ・明石市では手話フォンの導入や、JRの駅構内の情報板もすばらしい。条例なども進んでいる。
- ・資料2は、全国会議でも同様の指摘があった。議事録にしっかり残し、本省に上げられたい。

●内田委員

- ・バリアフリーについて、最低限度のものに関して状況を確認することは引き続き行うべき。
- ・他にも展開が可能であるにも関わらず、コストの問題等で普及が進んでいないものについて、 「どの地域に展開されているか」という定性的な注目も必要。
- 「先進事例を取り上げ、褒める」いうポジティブな情報を入れた資料を作成すると良い。

●三星分科会長

- ・個別に進んでいるもの、注目点を出すような統計の取り方、資料の作成を行うとよい。
- ・1件でも2件でも項目として挙げて、進んでいるところは褒め、真似していこうという項目を 増やしていくべき。

●滋賀県脊髄損傷者協会 前野委員

- ・資料2について、鉄道の段差解消が滋賀県は97.5%だが、実際に利用している立場からすると大阪メトロの「渡し板なし」まで行って、初めて段差解消と言えるのではないか。無人駅では渡し板も行われていない状況である。それも踏まえて、段差解消ができているという数字だと思うが、その数字の捉え方を、もう少し細かくされたい。
- ・中部国際空港の取組について、当協会の中部支部の役員が設計段階から会議に参画し、素晴ら しいユニバーサルデザインの空港ができたと聞いている。そうした取組を法制化までできるか は分からないが、新しい設備に関しては、当事者団体も設計段階から意見が言える条例づくり も進めていただければ。
- ・高評価を得た施設、モデルになるような施設をもっと公開し、バリアフリー化やユニバーサル デザインの施設を作る上でのモデルになるケースをもっと多く広め、今後のバリアフリー化の 推進に活かせるような仕組みづくりをお願いしたい。

●新田委員

・豊中市は、10年以上前の基本構想作成時に、当事者参加のチェックシステムを構築している。

・今後の会議では、内田委員のご指摘のように、先進事例には好事例があり、参考になるので、 まとめて披露するとよい。

●三星分科会長

・当事者参加のチェックシステムが自治体の中でできているかを評価することも必要である。

●大阪手をつなぐ育成会 小尾委員

- ・施設や電車等で行われている映像での情報提供は、知的障害者にとって分かりにくいが、少し 工夫すれば分かりやすくなることもある。
- ・円滑なコミュニケーションを取るための工夫ということで、例えば窓口にコミュニケーション ボードや絵カードで案内することが徐々に広がっている。
- ・知的障害者へのソフト対応の一環として作成した「わかりやすい情報提供のガイドライン」と 放送文化基金で大々的な調査を行った報告書の冊子を提供した。
- ・パンフレットは、同ガイドラインに従い、漢字にルビをふる、分かち書きをする、文章の途中 で改行はしない等、基本的なルールを守って作れば、知的障害者にも分かりやすい。
- ・映像も字幕に分かち書き等を行うと、知的障害者や認知症の方にも非常に分かりやすくなる。 昨年の大阪北部地震の際、NHKの緊急ニュースの字幕に分かち書きとルビをふることが初め て行われた。
- 環境整備を進めていただきたい。出前講座も実施している。

●三星分科会長

・事業者の委員は、ご検討ください。出前講座も、自治体・事業者はご活用を。

●障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 六條委員

<資料により説明>

- ・基本構想が作成されていればマスタープランは作成不要という勘違いをしている市町村がある ので、確認が必要である。
- ・事業者の研修には、当事者が計画から参画することが必要であろう。
- ・歩道の整備では、実際に様々な場所に現場検証に行っているが、各障害や環境の状況で意見が 分かれるので、こうした現場検証は重要である。
- ・茨木市の基本構想協議会で委員をしているが、資料の別紙は、阪急タクシー労働組合の協力を 得て、茨木市職員も交えてUDタクシー(トヨタジャパンタクシー)の検証を行ったもの。他車 種との比較検証も必要であろう。
- ・このように様々な課題提起があり、課題別の評価も必要ではないか。

・分科会は1回で終わるのではなく、現場調査を行ったり、目標設定して実際に進め、その後、 再度の評価を行う仕組みが必要であろう。

●三星分科会長

・今後、課題別の評価もやってみてはどうかという提案と受け止める。

●内田委員

- ・今回の会議の結果をどう生かしていくのか、というところで委員提供資料を有益な情報として 公表できないか。
- ・同資料は、著作物であるので提出委員の了解は必要となり、また個人名や写真等について個人 情報や肖像権への配慮は必要だが、とても具体的な資料なので、公開して第三者も見ること、 活用することができるようにならないか。
- 資料公開は、振り返りにもなり、次のステップに繋がる。

●障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 六條委員

・この資料は、関係者に確認したうえで提出しているので、公表しても構わない。

●三星分科会長

- ・資料の無条件公開は不適切だが、委員個人の意見であり、当該委員の著作物であることなどの 取扱注意を付し、顔写真にはマスクをかけるなど個人情報等に配慮しつつ、趣旨は分かるよう にして公開する方向で、事務局とともに検討する。
- ・同様の議論が起きた際、その後どうなったかのチェックも行う必要がある。

●事務局(近畿運輸局 岡本課長)

- 会議は公開であり、事務局で用意した資料は原則公開する。
- ・委員提出資料は、短い時間で発言されるために準備されたものであり、委員に自由に発言いた だくために、事務局で事前に内容確認を行っていない。
- ・公開にあたっては当該委員の了解はもちろん、個人情報や肖像権等に関する配慮への検討が必要であり、分科会長と相談・検討する。

●テクノパークぷろぼの 吉川委員

・精神障害者は、電車やバスでの移動がネックとなって働くことが妨げられることがある。精神 障害者は理解や判断が鈍ることがあるため、情報提供の工夫、代替手段の提供があれば、バラ エティに富んだ支援となる。

- ・精神障害者は体調不良になりやすく、疲れやすい。資料 2 については、ベンチの数、待合所の 広さなどのデータがほしい。
- ・乗客のヘルプマークの理解、乗務員の障害理解等、心のバリアフリーを進めてほしい。
- ・精神障害者への割引を進めてほしい。また、精神障害者にも行動援護のサービスがあり、介助 者への割引も導入を願う。

●WACわかやま 神徳委員

- ・子育て中の方、高齢者への支援として、居場所づくりを行い、皆が共生していける社会を目指 している。障害者への対応ができていれば、高齢者への対応にもつながる。
- ・障害者対応をしている駅や観光施設等の施設情報をまとめ、ホームページに掲載するなどして 提供しているが、更新が難しいことが課題となっている。
- ・障害があってもなくても高齢になればみんなが同じく感じるところなので、今まで挙がったようなことが対策できれば高齢者は外出が容易になる。

●日本パラリンピック委員会 櫻井委員:

- ・関西ワールド・マスターズが2021年に開催される。世界から障害者を受け入れるインクルーシ ブな大会にするように進めており、インクルーシブ部会の委員もしており、東京オリンピック ・パラリンピックにも関わっているということで、本会議に参加した。
- ・東京のナショナルトレーニングセンターは、施設内はバリアフリー化されているが、そこに至るアクセスがバリアフリー化されていなかった。行政区が分かれていて対応が進まなかったが、パラアスリートと共に周辺の街歩きをし、点検を行ったところ、マスコミを通じてそのことが伝わった内閣府が音頭を取り、点字ブロックの整備、信号の音声化などバリアフリー化が進んだ。行政の縦割りを乗り越える工夫が必要。
- ・英国パラリンピックチームが合宿で利用するホテルを点検したところ、バリアフリー化されていなかったため、バリアフリー化の費用をイギリスが負担する提案を行った。すると当該ホテルは原状復帰費用の負担まで要求したため、英国のガーディアン誌に報道され、批判された。 国際化ではそのようなことも起こることを頭においてほしい。
- ・競技会場が分散していると高速道路の利用が必要となるが、低床バスは高速道路を走れない。 諸外国との比較と日本の現状を見ながら、安全性確保は必要だが、検討しなければならない。
- ・スポーツ施設は、多機能トイレの場所が分かりにくいが、各施設にはFree Wi-Fiがあり、アクセスすると色々な説明が出る。その中にバリアフリーの要素を入れれば、多機能トイレ等の情報が分かるようになる。Free Wi-Fiをうまく活用できると良い。
- ●障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 六條委員(欠席の鈴木委員の代理発言)

・今後の分科会について、当事者の意見を反映して進めていただきたい。

●辻本委員

- ・資料2を見る限り、近畿は全国を引っ張っていると言えるかもしれないが、それは京阪神の 都市圏中心のことであり、和歌山、奈良や京都・兵庫の日本海側を見ると、そうとは言えない かもしれない。地方圏における好事例も今後はしっかり収集・紹介することが必要。
- ・改正バリフリー法では当事者の意見の反映が必要とされているが、この会議はひとりずつ丁寧 に意見を言っていただくことができ、非常に有意義であった。当事者から出された意見を具体 的なバリアフリーの改善にどう繋げるかを見据え、継続的に取り組む必要がある。

●新田委員

- ・評価と施策への当事者意見の反映方法を検討する必要がある。
- ・これだけの大所帯の会議を多数回開催はできないので、本日出された課題をテーマ別に整理し
- 、重要課題や進捗が遅れている課題から、当事者参加で取り組む方法もある。
- ・近畿は平均的には進んでいるが、遅れているところもたくさんあり、マスタープラン、基本構想の策定の進捗は進んでいない。基礎自治体をプッシュする仕組みを、考えていただきたい。
- ・数字だけではなく、中身を上げていくことを考えることも必要。

●三星委員

- ・基本構想を策定済みの自治体は、マスタープランを作成しなくても良いという考えは間違い。本省がホームページで公開している資料も最新の「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」(平成31年3月付け)を参照されたい。マスタープラン「及び」基本構想を作ると法に記載されているのに、従来「または」として作成されていたものが修正されている。
- ・基本構想を策定済みの自治体も、マスタープランは上位の計画として、自由闊達に議論をして 進めていただきたい。必ず最新のマスタープランのガイドラインを参照してほしい。

○閉会【事務局(近畿運輸局 俵課長補佐)】

- ・本日の議事概要は、後日ホームページ等で公開する。委員提供資料の取扱いについては、分科 会長と相談、検討したい。
- ・議事内容は、国土交通本省で開催される移動等円滑化評価会議へ報告する。
- < 「令和元年度移動等円滑化評価会議近畿分科会」終了>